

島根 更生保護

NO.206

(令和2年7月1日発行)
島根県保護司会連合会

〈島根更生保護データ〉

保護司総数	497人
保護観察事件	100件
生活環境の調整事件	195件
(2.6.1現在)	



地方再犯防止推進計画策定 及び社会を明るくする運動 への御協力と御支援を

松江保護観察所
所長 穂坂 英樹

平素、県下の更生保護の進展に向けて、格別の御協力御支援を賜っておりますことに厚く感謝申し上げます。

保護司を始めとする更生保護関係者各位におかれましては、保護観察対象者の立ち直りや地域での様々な更生保護活動等に御尽力されていることに心より敬意を表します。

社会を明るくする運動は、従前、強調月間である7月を中心に県内各地で多くの住民の皆様にご参加いただける関係行事を開催してまいりましたが、70回目を迎える本年は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、この感染症に係る緊急事態宣言やその後政府から発表された「新しい生活様式」の提言等を踏まえて、従来の行事を見直し、非接触型の広報活動等を企画して、実施することになっています。

一方、このウイルス感染拡大下、各地で職や住居を失って、生活困窮に陥り、家族間の虐待等に発展する事案やギャンブル等様々な依存により苦しんでいる人たちの増加が深刻な社会問題となっています。刑務所等出所者等においても、取り分け、高齢や障害を有することで、生きづらさを抱えている人たちが地域で健全な社会生活を送るためには、保護観察等を終えた後も、地域の保健・医療・福祉関係機関団体等により、切れ目なく、息の長い再犯防止施策を講ずることが必要であることから、既に策定していただいた松江市を除いた島根県及び県下市町村における再犯防止推進計画の早期の策定が望まれるところとす。

住民の皆様におかれましても、「持続可能な開発目標」(SDGs)にうたわれる理念「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、この計画策定への御協力や御支援とともに、罪を償い、改善更生しようとする彼ら彼女らの立ち直りを認め、見守り、支えていく地域社会を築くことを目指す社会を明るくする運動に対して、より一層のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

非接触型の広報活動のお願い

新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえて、“社会を明るくする運動”の取組につきましては、強調月間（7月）中の接触型の広報活動（街頭広報活動、シンポジウム、住民集会等）は、原則として中止又は延期とし、地域の実情等に応じて、通年での（本年末までの）実施が可能かどうか御検討ください。また、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等を活用した非接触型の新たな広報活動についても検討し、社明運動の趣旨等の訴求に御協力ください。

県民を挙げての運動の展開を確認 第70回“社会を明るくする運動”島根県推進委員会を開催

安全で安心な国づくりのためには、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちを再び地域の輪に迎え入れ、責任ある社会の一員となるよう支えることで、誰もがやり直し、活躍できる社会を構築することが重要です。昭和26年に始まった同運動は、毎年多数の御参加を得ながら広がり、本年記念すべき第70回を迎え、地方公共団体を始めとした関係機関・団体との連携をより一層強化していく必要があります。

第70回“社会を明るくする運動”島根県推進委員会（委員長：丸山達也島根県知事）は、新型コロナウイルス感染症感染拡大を防ぐため、書面表決により、関係機関・団体、官民を問わず県民の総力を挙げて効果的な運動を展開するための意思統一を行いました。また、本年度の活動計画、作文コンテスト等の事業計画も採択されています。

第70回 **地域の手カラが欠かせません！「立ち直りと再犯防止」**
“社会を明るくする運動”島根県実施要綱 ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

1 この運動の趣旨

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～を推進する。

2 この運動が目指すこと

- (目標1) 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- (目標2) 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

3 この運動において力を入れて取り組むこと

- (1)犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、広く知ってもらい、理解を深めてもらうための取組
- (2)保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組
- (3)犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に支え手として加わってもらうための取組
- (4)民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組
- (5)犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組

- ②この運動を推進するための内閣総理大臣メッセージ、犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」及びマスコットキャラクターである「更生ペンギンのホゴちゃん・サラちゃん」等を周知すること
- ③この運動の全県的な周知及び展開を図るため、別紙の取組を実施すること
- ④この運動に参加する関係機関・団体に対し、市町村等を単位として、地区推進委員会の組織化又は組織強化を促すこと
- ⑤地区推進委員会による各地域の実情に応じた活動の円滑な実施を支援すること
- ⑥地区推進委員会の間の連絡調整を行うこと

(2)地区推進委員会

地区推進委員会は、市町村等を単位として広く関係機関・団体の参加を得て組織し、島根県推進委員会と連携しつつ、次のような活動を行う。

- ①地区推進委員会は、地域の実情に応じ、この活動において力を入れて取り組むことを参考に、この運動が目指すことに寄与する活動を行うこと
- ②この運動が目指すことに寄与する活動を行う団体又は個人に対し、支援及び協力を行うこと

4 この運動の組織

この運動は、島根県推進委員会及び市町村等を単位とする地区推進委員会により推進する。

- (1)島根県推進委員会
島根県推進委員会は、別添掲記の関係機関・団体の代表により組織し、次のような活動を行う。
- ①この運動の名称を周知すること

5 強調月間

7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とする。また、再犯の防止等の推進に関する法律において、同じく7月が「再犯防止啓発月間」とされている趣旨を踏まえて運動を推進することとする。

“犯罪や非行のない社会”～感じたことを書いてみませんか～

第70回 “社会を明るくする運動” 作文コンテストを開催します! 島根県実施要綱

昨年度は、全国から小学生の部151,753点、中学生の部193,044点、合計344,797点の応募がありました。島根県浜田市立三階小学校6年(当時)山本彩永さんの作品「誰もが必要とされる社会を目指して」は、最優秀賞の法務大臣賞を受賞されました。

◆趣旨

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。昭和26年に始まり、今回で第70回を迎えます。本作文コンテストは、次代を担う全国の小・中学生の皆さんに、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行などに関して考えたことを作文に書くことを通じて、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的としています。なお、本作文コンテストは、第43回“社会を明るくする運動”(平成5年)から始まり、今回で28回目となります。

◆主催

“社会を明るくする運動” 島根県推進委員会

◆後援

- 島根県小学校長会
- 島根県中学校長会
- 山陰中央新報社
- 島根県保護司会連合会
- 更生保護法人島根保護観察協会
- 島根県更生保護女性連盟
- 島根県BBS連盟



◆応募規定

- (1)応募の資格
島根県内の小学生及び中学生
- (2)テーマ
“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえ、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたことなどを題材としたものとします。
- (3)原稿の枚数
400字詰め原稿用紙3～5枚程度
- (4)応募先
“社会を明るくする運動”各地区推進委員会あて
- (5)地区保護司会から県推進委員会への応募締切日
令和2年9月18日(金)
※なお、各地区推進委員会(各地区保護司会)への提出期限については、各地区において審査会が開催される関係上、この日より前となりますので御了解願います。
- (6)その他

応募作品は、他の作文コンテスト等への応募作品又は応募予定作品を除く自作・未発表のものに限り、原則として原本かつ手書きのものとし、身体の障害などの理由により、手書きが困難であるとの事情が認められる場合に限り、パソコン等で作成された手書き以外の作品の応募を受理します。その場合は、原稿用紙の欄外にその事情を記載するなどして手書きでの記載が困難であった事情を明らかにしてください。

応募に当たっては、題名、学校名(〇〇市立△△小学校)、学年(〇年△組)、氏名(ふりがな)を明記してください。なお、題名等の記載は原稿用紙の欄外・欄内を問いません(原稿用紙内に必要情報が明記されていれば、適正なものとして受理します)。

◆選考

御応募いただいた作品は、“社会を明るくする運動”各地区推進委員会において選考し、同運動島根県推進委員会に推薦された作品(各地区推進委員会からは小学生の部・中学生の部それぞれ5作品以内を推薦)について、同委員会において審査を行い、下記の入賞作品を決定します。また、入賞作品の中から、小学生の部・中学生の部それぞれ3作品以内を選考し、同中央推進委員会(法務省)に推薦します。

◆表彰

- (1)最優秀賞
・島根県推進委員会委員長賞
～小学生・中学生 各1点
 - (2)優秀賞
・島根県保護司会連合会長賞
～小学生・中学生 各1点
・更生保護法人島根保護観察協会理事長賞
～小学生・中学生 各1点
・山陰中央新報社賞
～小学生・中学生 各2点
・島根県更生保護女性連盟会長賞
～小学生・中学生 各2点
・島根県BBS連盟会長賞
～小学生・中学生 各2点
- 各賞については、島根県保護司会連合会が発行する機関紙「島根更生保護」や後援の山陰中央新報社などにおいても発表されます。各賞の表彰式は、各地区保護司会が当該学校の協力を得て、適宜の方法で行うものとします。また、応募者全員に記念品を、入賞者には表彰状と図書カードを贈呈します。

◆審査委員

- 島根県教育庁教育指導課代表者
- 山陰中央新報社代表者
- 島根県保護司会連合会代表者
- 更生保護法人島根保護観察協会代表者
- 島根県更生保護女性連盟代表者
- 島根県BBS連盟代表者
- 松江保護観察所長

◆その他

- (1)応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとします。
- (2)応募作品は、原則として返却いたしませんので、予め御了承をお願いします。

◆応募先及び本コンテストに関する照会先

“社会を明るくする運動”各地区推進委員会(各地区保護司会)

○最寄りの応募先が御不明の場合には、下記までお問い合わせください。

島根県推進委員会事務局

〒690-0841 松江市向島町134-10
松江保護観察所企画調整課内
TEL 0852-21-3767 FAX 0852-32-2471

受章者

更生保護功勞による
叙勲・褒章（敬称略）

瑞宝双光章 福郷孝司（益田）
藍綬褒章 勝部治良（出雲）



一歩一歩、叙勲、喜び…

益田地区 福郷 孝司

同趣味の寺住職、佐々木広海師から誘われ入会したBBS会。影絵や人形劇での活動。時には一週間の半分を活動し、合宿所から仕事に出かけた会員も…。保護司先生からの友達活動、機関誌「波紋」をガリ板で。保護司会長、観察所所長との意見交換勉強会。これらの事が出発でしたが、喘息になり退会。平成3年澄川清先生の退任により、保護司会活動に参加させていただく事になりました。寺の隣に住み、身内も寺関係者

もいて、心の師の亡き家根原宗寿師。私の幼稚園児時代の園長、神一倫道元会長先生との再会。現在まで続いたのも、多くの皆様に助けられ、支えられての事です。仕事が手仕事ですので集中が大切。不参加の時も多々ありながら、部会長、何件かの担当等させていただきました。

京都の師、福島慶道老師“一呼吸一呼吸心を持って”更生保護の文中「人は人の中で人となる」心にグサッと沁みてきました。私の縁の下活動は小さな力、伴侶と同志、そして私の亡き師の方々と共に、この章をいただく事にしました。

本当に荣誉ある章を戴き、誠に有難うございました。



紙一重の差

出雲地区 勝部 治良

今回、島根更生保護編集委員会より「喜びの言葉」の執筆依頼がありましたが、今まで多くの対象者と面会、相談、そして助言指導する中で思うことは、自分の喜びでなく更生する人、させる人の一致点の発見と成長の期待です。

罪を犯してしまった者だけを悪人としているが、人間だれしも表面上は犯していないだけで、心の中では罪と思われる潜在意識を内在しているかもしれ

ません。従って対象者の外面的状況よりは、内面的状態の変化、具体的には言葉使いに表象される感情表現を注意深く観察するように心がけてきました。

笑顔で“ありがとう”と言ってくれたらもう大丈夫!! ……。遵守事項の説明と同様に本人の長所を発見、成長させていく処方が紙一重の差を生むものと思います。

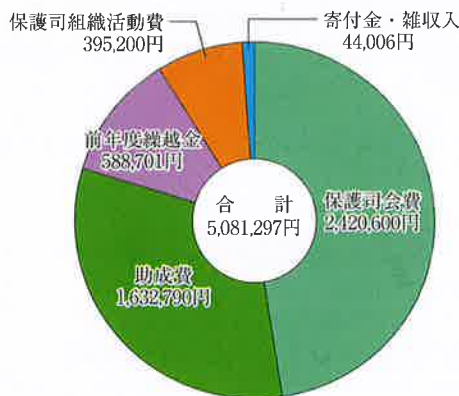
次に対象者解除後のアフターケアがとても大事だと思います。当時16歳の少年が22歳に成人して結婚式に案内されて喜びの言葉を述べさせていただいたこと程うれしいことはありませんでした。人的つながりが自然発生的に芽生えていくことを願います。

令和元年度収支決算について

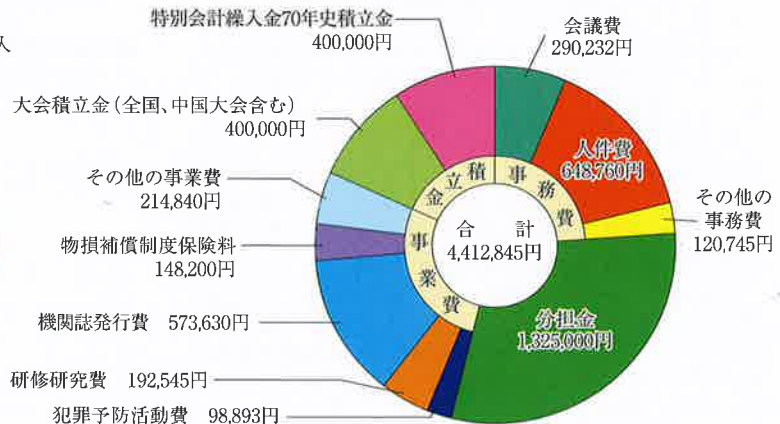
島根県保護司会連合会

令和元年度島根県保護司会連合会の収支決算については、収入総額5,081,297円、支出総額4,412,845円、繰越金668,452円でした。収入の部は、保護司会費収入が2,420,600円（収入総額の47.6%）、島根保護観察協会等からの助成金が1,632,790円（同32.1%）となっています。また、支出の部においては、事務費が1,059,737円（支出総額の24.0%）で、その内訳は主に会議費や人件費です。また、全国保護司連盟などへの分担金は、1,325,000円（同30.0%）。事業費は、1,204,612円（同27.3%）で、その内訳は、主に犯罪予防活動費、研修研究費、機関紙発行費、物損補償制度保険料などに充てられています。

収入



支出



おも
念 い

出雲地区保護司 田部 敏雄

出雲地区保護司会の研修旅行で「網走刑務所」へ行きました。(令和元年6月)

1日目：出雲空港を出発し旭川空港へ。機内より下を見れば、6月中旬を過ぎても残雪が……

2日目：網走刑務所視察。明治23年4月釧路監獄署網走囚徒外役所として開設。明治36年4月網走監獄と改称。大正11年10月網走刑務所と改称され今日に至っている。平成29年1月現在の被收容者像は、平均刑期：約3年5月、罪名ベスト3：覚醒剤・窃盗・詐欺という状況。入所者は、地元北海道の人はほとんどおらず、関東方面の人が多そうです。

3日目：「マリモ」で有名な阿寒湖を遊覧し、

視点
焦点

午後釧路空港を出発し出雲へ。23名全員無事に帰宅しました。

今回の研修で心を強く動かされた事があります。明治新政府の政策のひとつとして、ロシア南下を阻止するため「北海道」を守ること。それは屯田兵・植民・囚人による開拓でした。開拓の先兵としての役割に着目されたのが、内地の長期重罪人を投入し、ブルドーザー的役割を強行させたこと。つまり当時の重罪囚徒が北海道開拓の礎となったということです(資料より)。礎といえは聞こえはよいが、強制労働を強いられ、人を人として扱われなかったということかと感じました。



保護司活動にインターンシップ制度を活用！
～三刀屋保育所においてペープサート、手袋人形の実演～

雲南地区保護司会

陶山 頼子

1月24日、雲南更生保護サポートセンター事務局のメンバー6名は、三刀屋保育所へお邪魔しました。

今回の訪問は、インターンシップ制度を活用し、長年保育士として活躍されたお二人の元保育士さんも含め、当保育所の現役保育士さんが、私たち保護司の活動を一緒に体験したり、園児と共に参加したりするなかで、保護司活動についてより広く知ってもらおうというねらいがあります。

会場には最新CD「ホゴちゃん音頭」の威勢のいい曲が流れ、雰囲気は最高潮！いよいよペープサート「いじめっこのホゴちゃん」の始まりです。

幕を持つ者、セリフを読む者、一人何役で紙人形を動かす者、カメラマン等々と……“8人ワンチーム”で演じました。おまけの「三枚のお札」の手袋人形劇も、人形の動きや小道具の面白さを園児たちは楽しんでくれたようです。

保護司活動の一環として行った今回の取り組みでしたが、思いのほか園児たちに喜んでもらったこと、そして保育士さんたちへの啓発も少なからずできたことに、心地よい満足感を感じながら保育所を後にしました。

ぶっつけ本番の「おじいちゃん・おばあちゃん劇団」でしたが、園児の真剣で素直な反応にたくさんの元気をももらったひとときでもありました。



マスクの寄付

松江地区更生保護女性会及び安来地区更生保護女性会の方々から保護観察所及び更生保護施設しらふじに手作りの布マスクを計208枚寄付いただきました。マスクが不足している保護観察対象者や更生保護施設利用者に配布させていただきました。地域のチカラで新型コロナに打ち勝つ！



県保連だより

令和2年度第1回島根県保護司会連合会理事会は、全国的な新型コロナウイルスの感染拡大に伴って緊急事態宣言が出されたことから開催を中止し、書面を送付して賛否を求め理事会に代えることとしました。付議された令和元年度事業結果報告及び収支決算書並びに令和2年度収支予算(補正)については、いずれも全理事から賛意が示され承認されました。

協会の動き

令和2年度更生保護法人島根保護観察協会の第1回理事会・評議員会は、県保護司会連合会理事会と同様な理由で開催を中止し、書面を送付して賛否を求め、理事会・評議員会に代えることとしました。付議された令和元年度事業成績書及び収支決算書等については、いずれも全理事・評議員から賛意が示され承認されました。また、理事会においては、前大田地区保護司会長の和田良一氏が評議員に選任されました。

保護司の異動

〔退任保護司〕 15名
(令和2年5月31日付)

佐目 稜 (松江)	金 乗 俊 之 (松江)
門脇 正 人 (松江)	三 島 通 生 (松江)
安達 富 嗣 (松江)	高 橋 良 次 (松江)
青木 壯 文 (松江)	安 達 紘 二 (安来)
井上 禧 宏 (雲南)	森 山 賢 勝 (大田)
清水 優 文 (邑智)	岸 博 道 (邑智)
下垣 賢 治 (邑智)	牛 尾 絹 子 (浜田)
波田 英 機 (益田)	

〔新任保護司〕 23名
(令和2年6月1日付)

糸川 成 秀 (松江)	吉 川 洋 二 (松江)
田中 隆 雄 (松江)	田 中 豊 (松江)
西尾 彰 司 (松江)	林 智 恵 子 (松江)
富士本 数 彦 (松江)	宮 永 安 道 (松江)
宮本 良 一 (松江)	吉 原 淳 (松江)
原瀬 清 正 (安来)	長谷川 宏 基 (雲南)
安井 修 (雲南)	林 誠 治 (出雲)
大野 康 成 (大田)	川 上 英 之 (大田)
三谷 耕 司 (大田)	植 垣 春 美 (邑智)
下垣 忠 文 (邑智)	森 岡 千 登 栄 (邑智)
螺山 郁 繁 (浜田)	青 木 稔 (益田)
渡 邊 真 司 (益田)	

ご支援ありがとうございました

(島根保護観察協会) 敬称略
株式会社 栄徳 代表取締役 山下 壮一
古瀬 誠 青木 壯文 山下 壮一

敬
弔

下記の方がご逝去されました。ご功績を偲び謹んで哀悼の意を表します。
元保護司 熊谷 聰明 (雲南)(令和2年4月2日逝去)

(表紙説明)

本年の広報啓発物資のキャッチコピーは、「広がり、つながる未来の輪」です。

昨年は、更生保護制度が施行されて70周年となり、同年10月に開催された記念全国大会において、「広がり、つながる更生保護」をコンセプトとし、国と地方公共団体と民間が一体となって、明るい地域社会づくりのためのネットワークを構築していくことが宣言されました。その趣旨を踏まえて、第70回という記念すべき節目に当たる本運動が、より一層地域に広がり、大きな国民運動として未来につながっていくようにという願いが込められています。

「Hand in hand」には、「手に手をとって、協力して」という意味があります。国、地方公共団体、民間が垣根を越えて、ネットワークを広げ、犯罪や非行を防止し、立ち直ろうとする人を、再び地域の輪に迎え入れ、明るい社会を築いていくという意味を込めています。